

00 厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和5年5月1日現在)

I 入院基本料について

一般病棟は入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。また入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。地域包括ケア病棟は入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。また入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。回復期リハビリ病棟は入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。また入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししています。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

IV 東海北陸厚生局長への届出事項について

- 1) 入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。また予め定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。
- 2) 施設基準等に関する届出事項については、別に掲示しております。

V 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

- 1) 特別療養環境の提供について、詳細は別に掲示しております。
- 2) 診断書・証明書料・その他保険外負担に係る費用について、詳細は別に掲示しております。

VI 特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

手術症例数について、詳細は別に掲示しております。

